

漢検 漢字教育サポーター制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、公益財団法人日本漢字能力検定協会（以下、協会という）が全国各地の漢字教育を推進・発展させることを目的として運営する「漢検 漢字教育サポーター制度」（以下、本制度という）に関して必要な事項を定めるものとする。

(制度概要)

第2条 本制度は、全国各地において漢字学習の支援を希望する団体・組織に対して、その依頼に基づき、協会が漢字に関する知識・教養並びに指導力を持ち、地域における漢字学習を支援する意思を持つ方を紹介するものであり、職業斡旋や労働者派遣を行うものではない。

(サポーターの定義)

第3条 漢検 漢字教育サポーター（以下、サポーターという）とは、本要綱に掲げる登録要件を満たし所定の手続きを経て登録された方のことをいい、漢字に関する指導やその支援等を、各地域の学校や教育団体等の依頼に応じて行うものとする。

(登録の要件)

第4条 サポーターに登録することができる方は、次の（１）（２）のいずれにも該当する方であることとする。

（１） 全国の各地域における漢字教育や漢検の普及、推進に賛同し、地域の漢字学習支援活動に意欲を有する方。

（２） 以下①～②のいずれかに該当する方。

① 漢検 1 級もしくは準 1 級を取得し、さらに協会が主催する「漢字教育サポーター育成講座」を修了した方。

② ①に準ずる漢字能力および指導能力を有すると協会が認めた方。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は登録することができない。

（１） 登録の内容について、協会が指定する情報を公開すること、および支援を依頼する団体へ提供することに同意しない方

（２） 特定の政党または宗教の利害に関する指導、もしくはこれらを支援する内容の指導を行う方

（３） その他協会が登録すべきでないと判断した方

(登録料)

第5条 登録に際しての登録料および年会費については無料とする。

(登録の申請)

第6条 サポーターの登録を希望する方は、協会が指定する形式により、登録申請を行わなければならない。

(登録の決定等)

第7条 協会は、前条の申請があったときには、その内容を審査し、第 4 条に規定する要件を満たす場合は、登録するものとする。

2 登録の期間は、協会が登録した日から、その年度の末日までとする。

3 協会は、毎年度の末日までに登録している方（以下、「登録者」という。）に対して、翌年度

の登録について継続するか否かの意思の確認を行い、継続を希望する場合は、当該登録を1年間延長するものとする。翌年度以降においても同様とする。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、第6条により申請した登録内容について変更が生じた場合は、速やかにその旨を協会に届けなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 協会は、登録者が第4条に規定する要件を満たさなくなった場合、もしくはサポーターとして不適格と協会が判断した場合、または登録者から登録の取り消しの申し出があった場合は、当該登録者の登録を取り消すものとする。

(登録内容の公開)

第10条 協会は、登録者の情報のうち、協会が指定した項目の全部または一部を必要に応じて編集し、協会のウェブサイトや協会が必要と認めた媒体等に掲載することができるものとする。

(サポーターへの依頼等)

第11条 サポーターに支援を依頼することができる団体・組織は、次の(1)～(5)のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 学校教育法に定める学校(専修・各種学校を含む)、各省庁所轄の学校および官公庁
 - (2) 漢検の準会場認定を受けている団体(塾、企業等)
 - (3) 漢検の普及、運営委託を請け負っている代理店
 - (4) 地方公共団体ほか、主として教育、福祉、生涯学習等を目的に活動している団体
 - (5) そのほか協会が認めた団体
- 2 支援を依頼する方(以下「依頼者」という。)は、協会のウェブサイトで、支援を希望する登録者を検索し、協会所定の依頼票に必要事項を記載し、協会へ申請する。
- 3 協会は、前項の申請があったとき、その内容を審査し、本条第1項に規定する要件を満たす場合は、サポーターを紹介するものとする。なお、申請があった場合においても、その条件等によりサポーターを紹介できないことがあるものとする。
- 4 協会が紹介した後のサポーターへの連絡および調整は、依頼者が直接行うものとする。
- 5 サポーターの講師料や交通費等の必要経費については、必要に応じて依頼者が負担するものとする。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改定)

第13条 本要綱の内容は、協会がその全部または一部を事前に通知することなく任意に改定できるものとする。この場合、協会はウェブサイト上で改定を通知するものとし、改定の効力はウェブサイトへの掲示時点で生じるものとする。

附則

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

改定経過

本要綱は、平成29年3月6日から施行する。